

令和4年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和4年2月9日

西多摩衛生組合議会

令和4年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和4年2月9日（水）
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 承認第1号

専決処分承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第1号

西多摩衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号

令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）

日程第7 議案第3号

(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について

日程第8 議案第4号

令和4年度西多摩衛生組合予算

日程第9 議案第5号

令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

午後1時30分 開会

○議長（幡垣正生） 開会前にご報告いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ドア、窓を開けての開催となりますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

本日は、令和4年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、多数のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名、出席議員11名、欠席議員1名によって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和4年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和4年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、多数の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和4年1月末現在で、約5万1,200トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約1,000トン、1.9%の減少となっており、今年度末における年間搬入量は、6万500トンになると見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、令和3年4月から実施をしております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、12月末までの累計で、約3,790トンを受入れております。

環境センターでのごみ焼却処理にあたりましては、広域支援の有無にかかわらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、令和4年1月末現在で、約5万8,900人、1日平均では、約296人となっており、前年同期と比較しますと、約2,200人、率にして3.9%増加している状況であります。

未だ、コロナ禍の影響による利用者数の減少が続いておりますが、引き続き、利用者の皆様に安心して来館していただけますよう、感染対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年11月の議員全員協議会において、温泉掘削工事の進捗状況の報告にあわせ、ご説明いたしました、フレッシュランド西多摩維持・改修計画（案）の工事概要について、このたび、外構整備を含めた、より具体的な改修内容を取りまとめましたので、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

なお、今次定例会には、専決処分の承認案件1件、条例案件1件、予算案件2件、変更契約案件1件、分賦金の決定案件1件、合わせて6件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご承認、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（幡垣正生） 以上で、管理者の発言は終わりました。これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。
日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

6番 大勢待利明 議員

7番 水野 義裕 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より、報告いたします。郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和4年2月2日付け、西衛発第813号で令和4年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理しております。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきます。

次に、日程でございますが、ただいまお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第6、議案第2号「令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」、日程第7、議案第3号「（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について」の2件、そして、日程第8、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」と、日程第9、議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がございますので、それぞれ一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、2月9日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

9番高田和登議員。

○9番（高田和登） 皆様こんにちは。議席番号9番の高田和登でございます。通告に従い、1項目の一般質問をさせていただきます。

テーマは、温泉掘削工事の工期延長についてです。後ほどの議案第3号の説明とも重複すると思いますが、ご容赦願います。

さて、先日は温泉掘削工事の現場を見学させていただきました。ありがとうございました。お忙しい中、ご案内をしていただきました職員の皆様方に心から感謝申し上げます。おかげさまで温泉掘削工事について、大いに理解を深めることができました。

それでは、一般質問の通告書を読ませていただきます。

フレッシュランド西多摩温泉掘削工事の工期延長変更請求書が、令和3年12月20日付けで、請負者から管理者に提出されました。請求理由については、添付資料で説明されています。しかし、不明な点もあり、質問させていただきます。

1、計画について。

①計画時に想定された地盤より強固な地盤であったとのことでありますが、どのような想定をしたのでしょうか。

2、計画変更の周知について。

①今回の変更は「羽村九町内会自治会生活環境保全協議会」「瑞穂町環境問題連絡協議会」及び、協議会の会員以外の住民に対し、いつ、どのような形で周知するのでしょうか。

②温泉掘削工事の進捗は、構成市町の住民の関心も高いと思います。今回の変更をいつ、どのような形で周知するのでしょうか。

3、その他について。

①フレッシュランドのリニューアル計画は、今回の変更により、今後の改修事業に影響はないとこのことを確認しているとのことでありますが、説明をお願いいたします。

②「(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事に係る工期延長変更請求について」及び「工期延長変更請求書」において、「契約約款第20条」との文言がありますが、どのような内容でしょうか。

③請負代金に変更はないとのことでありますが、その理由を質問いたします。

以上、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長(幡垣正生) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) それでは、9番高田和登議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の「温泉掘削工事の工期延長について」の1項目目、「計画について」、「計画時に想定された地盤より強固な地盤であったとのことであるが、どのような想定をしたのか。」とのお尋ねですが、掘削工事の実施に当たっては、フレッシュランド西多摩敷地内での温泉開発の可能性を事前に探る必要があることから、平成29年度に地下水等調査委託を実施しております。

その結果、調査地点、概ね深度350メートルまでは、上位から関東ローム層、立川断層、飯能礫層という透水性の高い地層であり、深度350メートル以深は、基盤岩である秩父帯の中古生層と推定され、非常に強固な地層であると想定したところではありますが、実際には、深度350メートルより浅い地点で想定を上回る硬質な岩盤帯に遭遇し、契約工期内での完成が困難となったことから、工期の延長が必要であると判断したものであります。

次に、ご質問の2項目目、「計画変更の周知について」の1点目、今回の変更は「羽村九町内会自治会生活環境保全協議会」「瑞穂町環境問題連絡協議会」及び、協議会の会員以外の住民に対し、いつ、どのような形で周知するのか。と、2点目、「温泉掘削工事の進捗は構成市町の住民の関心も高い。今回の変更をいつ、どのような形で周知するのか。」は関連がございますので、一括してお答えをさせて

いただきます。

温泉掘削工事の工期延長に際しては、温泉掘削事業費の繰越明許費に係る補正予算案と、契約期間を変更する契約変更議案について、議会の議決が必要となります。

このため、羽村・瑞穂両協議会会員の皆様にかかわらず、対外的な周知のタイミングにつきましては、本日の議会定例会で両議案の可決をいただいた後に行うこととなります。

また、周知の方法につきましては、組合ホームページ、フレッシュランド館内でお知らせするとともに、羽村・瑞穂両協議会区域にお住まいの皆様には、3月発行の「にしたまエコにゆうす」に記事掲載を行い、周辺住民の皆様へ周知してまいります。

次に、ご質問の3項目目、「その他について」の1点目、「フレッシュランドのリニューアル計画は今回の変更により、今後の改修事業に影響はないことを確認しているとのことであるが、説明を求める。」とのお尋ねですが、令和4年度は、揚湯設備の設置に向け、東京都へ温泉動力の装置許可申請を行い、都の自然環境保全審議会による審議を受ける必要があります。このため、都環境局に確認したところ、審議会の開催時期は未定とのことですが、当該年度の審議会への諮問には、影響ないとの回答を得ております。この東京都への申請も7月上旬までには可能となることから、実施設計委託についても、その後の設計期間に影響がないものと考えております。

次に、2点目、「(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事に係る工期延長変更請求について」及び「工期延長変更請求書」において、「契約約款第20条」との文言があるが、どのような内容か。とのお尋ねですが、契約約款第20条は、受注者の請求による工期の延長に関する規定で、天候の不良、関連工事の調整協力、その他、受注者の責めに期することができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、受注者は、その理由を明示した書面により、発注者に対し、工期の延長を請求することができる旨、定められております。

次に、3点目、「請負代金に変更はないとのことであるが、その理由を問う。」とのお尋ねですが、温泉掘削工事請負契約においては、発注者である組合は、掘削深度を1,800メートルと定め、工事を発注し、受注者である掘削業者は、これに係る資材・燃料・人件費のほか、機械損料等も含めた経費を算出の上、入札により契約を締結したものであります。

今回の契約変更は、受注者の請求に基づき、工期のみを延長しようとするもので、設計変更により、掘削深度や工事内容を変えようとするものではございません。このことから、請負業者との工期延長に係る協議においても、原契約に基づく請負代金に、変更がないことを確認したところでございます。

以上で、答弁を終わります。

○議長(幡垣正生) 9番高田和登議員。

○9番(高田和登) 丁寧なご答弁ありがとうございました。一つだけちょっとわからなかったところがあるので、再質問させていただきます。

今、3のその他の②に、契約約款第20条という言葉が出てきているのですが、ちょっと口答でのご説明では、何かわかったような、わからないところがございました。大変、重要な契約だと思っているのですが、この(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事の契約を、組合議員に書面で開示するようなことは可能なのでしょうか。

以上です。

○議長(幡垣正生) 郷事務局長。

○事務局長(郷 良則) まず、契約約款につきましては、国土交通省が定めているひな形が公開されて

おりまして、それに基づきまして、各自治体が、それぞれ工事請負に付ける契約約款、その他の契約に付ける約款を定めておりますので、こちらの方は、ご希望があれば、お渡しすることは可能と考えております。

また、契約書の原本につきましては、こちら契約書の開示でございますので、こちらにつきましては、やはり西多摩衛生組合の情報公開条例の施行規則で、第2条にあります、こちらで定めております組合情報開示請求書、こちらをいただければ、その内容を確認いたしまして、その可否について考えていきたいと考えております。

以上です。（「ありがとうございます。」と高田議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかになければ、以上で、一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました承認第1号「専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和3年の東京都人事委員会勧告に準じ、令和3年11月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております、承認第1号、及び附属資料のとおりであります。東京都人事委員会及び構成市町の改正内容に準じ、期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げため、6月・12月期の支給率をそれぞれ「100分の125」から「100分の120」に改めております。

なお、この条例は、令和3年12月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第5、議案第1号「西多摩衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第1号「西多摩衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続き等における利便性の向上、及び事務の効率化を目的として、押印等の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

現在、当組合では、国の指針及び羽村市の方針に準じ、申請書等の押印等の見直しに取り組んでおります。

本案は、この取り組みの一環として、条例の規定において、押印や署名と記載されている条文を整備するものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第1号、及び附属資料のとおりであります。第2条において、職員のサービスの宣誓の際における、宣誓書の署名、押印義務を廃止するとともに、宣誓を任命権者等の面前において行うという対面主義を廃止するものであります。

また、別記様式に規定する宣誓書の印を削除するほか、羽村市に準じ、所要の文言整理を行っております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号「西多摩衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第2号及び日程第7、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第2号「令和3年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)」及び、日程第7、議案第3号「(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) それでは、一括議題となりました議案第2号、「令和3年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)」及び、議案第3号、「(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について」、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、「令和3年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の「補正予算(第2号)」につきましては、余熱利用施設事業費の、(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約におきまして、当初の想定を上回る硬質な地層であったことから、令和4年度に履行期限がずれ込む見込みとなりましたので、この工事請負に係る経費につきまして、翌年度に繰り越して使用させていただくため、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、繰越明許費として、予算で定めようとするものであります。

恐れ入ります、補正予算書の1ページをお開き願います。

総則でございます。

第1条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第1表 繰越明許費」による、と定めようとするものであります。

2ページをお開きいただき、「第1表 繰越明許費」であります。

繰越明許費として予算で定めようとするものは、第4款余熱利用施設事業費、第1項余熱利用施設費、事業名は、(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事、金額は1億5,075万円であります。

令和3年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)の説明につきましては、以上であります。

続きまして、議案第3号、「(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について」のご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和3年7月7日に議決されました、(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約について、契約の期間を変更したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本契約の契約期間につきましては、令和3年7月8日から令和4年3月31日としておりましたが、掘削工事の進捗状況を考慮した結果、令和4年3月31日の履行期限を延長する必要があると認められたことから、工期の期日を、令和4年6月30日へと変更するものであります。

なお、(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約の細部につきましては、事

務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） それでは、議案第3号、（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について、細部の説明をいたします。

議案第3号、附属資料①「掘削深度実績」の2ページをご覧ください。

表の青色部分は計画値、黄色の行は掘削作業実施日、色付けの無い行はその他作業、または休工日を表しています。

初めに、現在の状況でございますが、資料では、議案送付日の関係から、令和4年1月31日までの進捗状況を記載しております。1月31日現在、計画深度1,622.5メートルに対し、当日末深度は、1,267.18メートルで、目標値1,800メートルに対する進捗率は70.4%、実績と計画の差は、マイナス355.32メートルとなっております。

なお、口頭での説明となりますが、昨日2月8日現在の深度は、1,300メートルとなっております。

次に、掘削業者より工期延長請求がございました、令和3年12月20日現在の実績をご覧くださいますと、計画深度1,152.9メートルに対し、当日末深度は1,024.11メートルで、目標値1,800メートルに対する進捗率は56.9%、実績と計画の差は、マイナス128.79メートルとなっております。

昨年、11月15日以降、作業時間を延長させていただき、契約工期内の完了を目指しておりましたが、作業停止日を除く12月20日までの平均掘進率は、1日あたり14.06メートルで、計画掘進率25メートルに及ばない状況となっております。

次に、附属資料②「工期延長変更請求書」をご覧ください。

工事の進捗確認、及び今後の進捗予測については、工程会議等により、都度確認をしておりますが、当初想定しておりました地質を上回る硬質な地層「秩父帯基盤岩」により、昨年12月中旬時点において、既に工事日程で20日程度、掘削深度で120メートル以上の遅れが生じていたことから、令和3年12月20日付けにて、契約業者である株式会社八洲試錐より、契約約款第20条に基づく工期延長請求書が提出されました。

本請求書は、当初の契約工期を、令和4年6月30日まで延長することを求めるもので、当事者間で協議した結果、当組合としましても、3か月程度の工期延長が必要であると判断したところでございます。

なお、協議に当たっては、工期延長した場合においても、本工事に係る請負代金に変更がないこと、また、今後の改修事業に影響がないことを確認しております。

続きまして、附属資料②、3ページの表をご覧ください。

この表は、温泉掘削工事の計画・実績・今後の見込みをグラフにしたもので、表の構成は、横軸上段は令和3年7月から12月、下段は令和4年1月から6月の期間を示しており、縦軸は、表の上辺が地盤面（GL）を示し、下方向に地下1,800メートルまでの深度とケーシングプログラムを表しております。

グラフの水色のラインは、計画値を示し、昨年7月7日の臨時会議決後に工事着手、9月中旬から掘削を開始し、表の下段、3月下旬に工事完了となる工程としております。

これに対し、赤色のラインは、実績値で、工期延長請求書が提出された時点の令和3年12月19日までの実績が記載されております。

また、その先の黒いラインは今後の見込みが示されたもので、表の下段、5月末までに工事を完了する工程としておりますが、さらに掘進率が低下した場合等を考慮し、1か月の予備期間を加え、令和4年6月30日までの工期延長としております。

以上をもちまして、議案第3号（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約についての細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。8番門間議員。

○8番（門間淑子） お尋ねします。工事請負業者は、多摩地区の業者ですから、恐らく東京都より多摩地区のこの岩盤については、相当程度、ご承知だったのではないかなというふうに思うわけです。首都直下地震の試算などから言いますと、この西多摩地区、特に羽村のあたりもそうですが、非常に岩盤が硬いというふうに試算が出ていますし、動物公園通りを掘削していった時にも、相当程度その地盤の硬さから工期が遅れたという経緯があって、そうしたことが事前にきちっとこの工事請負業者の皆さんに伝わって、工期が設定されていたのかどうかですね。予想外の硬さだったということですけども、そのあたりについての予測というのは、経験値も含めて、なかったのかどうかということが一つです。

それから、工期延長の期間が6月30日までというふうに、比較的短い短時間の延長期間なのですが、その後500メートルくらいですかね、今1,300メートルくらいですから。岩盤の説明を読んで見ますと、地面が深くなればなるほど熱源に対して近くなっていくわけですから、チャートの部分も増えてくるのではないかなというふうに思って、さらに硬くなるのではないかと、一般的に素人考えですけども思うのですが、6月30日まで大丈夫という裏付けは何なのでしょう。この二つ、お願いします。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） まず、1点目の地盤の硬さが、当初、想定できなかったのかという点なのですが、平成29年度に実施した地下水脈の調査結果においては、先ほど一般質問の管理者答弁にもございましたとおり、350メートル以深で、秩父帯の基盤岩に当たるのではないかと、いった想定がされております。

しかしながら、実際のその地層の構造ですね、こちらは地盤面に沿って平行に走っているわけではございませんので、地殻変動などで地下からの圧力により、隆起してつくられるため、海岸線のジオパークなどで見られる地層切断面、こちらの縞模様のように並行不整合、または傾斜不整合になっていると考えられると、こういったことも想定はされておりました。

したがって、掘削地点によっては、比較的浅い地点で基盤岩に当たる箇所もあれば、その逆もあり得るということで、今回は、早い地点で基盤岩に当たってしまった、工期が遅れてしまったということでございます。

その想定が甘かったのではないかと、いうところなのですが、その地下水等の調査報告書の結びにおきましても、地表の調査、それと電磁探査による物理探査から推定した地下構造、こちらは、本来は三次元の地下構想を、一次元、または二次元で表現したものであり、調査の結果は、絶対的なものではないことから、実際の掘削中に得られる地質の情報に応じて、地下のモデルを修正しながら、掘削を進めることが必要であること。それと、施工に当たっては、ケーシングプログラム、泥水管理、各種物理検層などが、温泉湧出の正否を決定するため、これらの点に留意して掘削を進められたいというふうに括られております。

これに基づいて、施工業者については、当初、令和4年3月までの施工計画を立てたわけなのですが、実際のところ、先ほど来、説明しているように、想定より硬い岩盤に当たって、工期が遅れてしまったといったところでございます。

それと、2点目の期間についてなのですからけれども、3か月では短いのではないかというご指摘なのですが、先ほどの附属資料②の3ページ、掘削計画をご覧くださいますと、赤色のライン、実績値の先に黒いラインで、今後の見込みが掲載されております。ちょっと字が小さくて大変恐縮なのですからけれども、現在1,300メートルに達してございまして、この先1,300メートルから1,800メートルの掘進については、1日当たり12.5メートルの掘深率で計算をしております。

このケーシングプログラムの4段目、12.5メートルで算出するのですけれども、これまでの実績、500メートルから1,300メートルまでの掘削実績では、1日当たり平均13メートルぐらい掘れております。このことから、今後、進捗率が徐々に低下することを想定しても、1,300メートル以深の掘深率を12.5メートルとした見直し後の計画は、実績に基づく妥当な数値を採用しているものと考えております。

以上でございます。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第2号「令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

○議長（幡垣正生） 次に、議案第3号「（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第2号「令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号「（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約の変更契約について」の件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第4号及び日程第9、議案第5号の2件につきまして、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」及び日程第9、議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) それでは、一括議題となりました議案第4号、「令和4年度西多摩衛生組合予算」及び、議案第5号、「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号、「令和4年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度予算の算出の基礎になります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し、900トン減の6万800トンを見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、令和3年10月1日現在の人口数27万4,661人を採用しており、これは前年度と比較し、1,980人の減少となっております。

予算の内容であります。歳入予算では、使用料において、フレッシュランド西多摩の浴場施設使用料の収入減を見込んだことに伴い、前年度比1,045万4,000円を減額しております。これは、令和5年度に予定する大規模改修までの現行施設の開館期間を考慮し、令和3年10月以降、回数券の販売を中止したことによるものであります。

また、諸収入では、令和3年度に引き続き、支援受託を決定いたしました、小平・村山・大和衛生組合の広域支援に係る「可燃ごみ焼却処理委託受託金」を計上しており、支援依頼量の500トン減に伴い、前年度比1,531万2,000円を減額しております。

分賦金につきましては、歳出予算の規模縮小に伴い、前年度比2億1,725万7,000円減の18億3,028万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主な内容につきまして、性質別の状況によりご説明いたします。

まず、消費的経費のうち、人件費では、一般職職員の令和4年度昇給分を見込んだことに伴い、146万5,000円を増額いたしました。

物件費では、令和3年度事業として実施した環境学習拠点整備(見学者コース更新)事業委託料や、隔年実施の高木剪定委託料などが不要となることから、3,626万7,000円を減額しております。

また、維持補修費では、ボイラー・タービン設備の法令点検の未実施年度に当たることや、前年度に実施した各種更新工事の完了に伴い、1億1,644万9,000円を減額しております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、今後の組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画に基づく、フレッシュランド西多摩改修事業における経費として、新たに、「フレッシュランド西多摩改修工事設計委託料」を計上した一方、温泉掘削工事に係る経費が不要となることに伴い、1億6,500万円を減額しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ19億8,000万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、2億5,200万円、率にして11.3%の減となっております。

次に、議案第5号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明いたしました、令和4年度予算に基づき、組合市町分賦金の総

額を、組合予算の約92%、18億3,028万9,000円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第4号、及び第5号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」及び、議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明をさせていただきます。

最初に、予算編成の基礎数値でございます、ごみの搬入量、構成市町の人口につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第5号、附属資料をご覧いただきたいと存じます。

ごみの搬入量でございますが、前年度と比較いたしまして、900トン減の6万800トンと見込んでございます。

また、構成市町の人口につきましては、令和3年10月1日現在の人口を採用し、前年度より1,980人減少の27万4,661人といたしたところでございます。

それでは、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

令和4年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出の総額を19億8,000万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております、一時借入金の最高額を、5,000万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。「第1表 歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から、第5款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から、第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計は、それぞれ19億8,000万円でございます。

恐れ入ります。5ページをお開き願います。歳入の事項別明細書でございます。

第1款1項1目分賦金は、18億3,028万9,000円、前年度対比2億1,725万7,000円の減額でございます。これは、歳出における、第3款じん芥処理費における施設維持整備工事費の縮小と、第4款余熱利用施設事業費における、今後の組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画に基づく温泉掘削工事が終了することが主な要因でございます。

第2款1項1目使用料は、2,518万6,000円、前年度比1,045万4,000円の減額でございます。これは、令和5年度にフレッシュランド西多摩の改修工事が行われ、改修中における回数券の使用ができなくなることから、令和4年度における回数券の販売を中止したことによるものでございます。

2項1目総務手数料は、前年と同額の1,000円でございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費国庫補助金は、105万3,000円、前年度とほぼ同額でございます。

第4款1項1目繰越金は、前年度比900万円減額の1,000万円でございます。これは、前年度繰越金

でございます。

第5款1項1目預金利子は、前年と同額の1,000円でございます。

7ページをご覧いただき、2項1目弁償金も、前年と同額の1,000円でございます。

2目雑入は、1億1,346万9,000円、前年度比1,531万2,000円の減額でございます。

これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき行われる、小平・村山・大和衛生組合の支援量500トン減による「可燃ごみ焼却処理委託受託金」の減額分1,520万円が要因でございます。

以上、歳入合計は19億8,000万円で、前年度比2億5,200万円の減額でございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。歳出でございます。

8ページからは、歳出の事項別明細書となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたることから、初めに、特別職、及び一般職職員に係る、1節報酬から4節共済費までの人件費を、まとめてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。26、27ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧願います。

上段の表、1特別職につきましては、右から2列目、合計欄のとおり、180万4,000円、前年度と同額でございます。

次に、中段の表、2一般職でございますが、職員数につきましては、前年度と同数の29名でございます。

また、カッコ内は、短時間勤務の会計年度任用職員6名を計上しておりまして、前年度と比較いたしまして、1名の減でございます。

次に、給与費・共済費につきましては、報酬は、57万5,000円減の1,204万2,000円、給料は、前年度比161万6,000円増の1億1,582万円、職員手当は36万4,000円増の1億694万1,000円、共済費は56万7,000円増の4,201万6,000円で、人件費の合計は、前年度比197万2,000円増の2億7,681万9,000円を計上してございます。

増額の主な要因といたしましては、会計年度任用職員の1名減による減額分と、一般職職員29名分の昇給分の相殺でございます。

以上が、人件費関係の説明でございます。

恐れ入ります、8ページにお戻りいただき、歳出でございます。

第1款1項1目組合議会費は162万9,000円、前年度と同額でございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

第2款1項1目一般管理費は、1億7,551万3,000円、前年度対比1,459万6,000円の減額でございます。

10、11ページをお開きいただき、これは、12節委託料における、今後の組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画に基づく、環境学習拠点整備事業委託、1,315万6,000円が前年度で終了したことが、主な要因でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費は、13億3,646万2,000円、前年度対比1億3,523万1,000円の減額でございます。

これは、12節委託料におきまして、5年ごとに見直しを行っている、一般廃棄物処理基本計画作成委託料、隔年実施の高木剪定委託料や計量機法令点検等委託料等が未実施年度となりますことから、委託料で1,797万円の減額、14節工事請負費において、施設維持整備工事が法令点検の未実施年度となるこ

とと、更新工事の減額分、1億864万7,000円が主な要因でございます。

恐れ入ります。19ページをご覧ください。

第4款1項1目施設運営費は2億1,438万6,000円、前年度対比1億6,604万円の減額でございます。これは、第12節委託料における、新規計上の（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事設計委託料4,950万円と、第14節工事請負費における、温泉掘削工事が終了となることによる減額分、2億1,450万円との相殺が主な要因でございます。

23ページをご覧くださいと存じます。

第5款公債費の1項1目元金でございますが、1億9,214万9,000円、前年度比933万7,000円の増額でございます。

これは、余熱利用施設建設事業費の平成13年度借入分は前年度に償還終了となりましたが、基幹的設備改良工事業費の令和元年度借入分の償還が開始されたことによる増額でございます。

続きまして、2目利子でございますが、55万1,000円、前年度比79万2,000円の減額でございます。

これは、余熱利用施設建設事業費の平成13年度借入分が前年度に償還終了したことによるものでございます。

恐れ入ります。24ページをお開き願います。

第6款予備費は、5,931万円でございます。

以上、歳出合計は19億8,000万円で、前年度比2億5,200万円の減額でございます。

続きまして、関係資料ではございますが、26ページから37ページまでが給与費明細書でございます。

恐れ入りますが、38ページをお開き願います。

地方債に関する調書でございますが、右側の一番下の欄にございます7億3,227万5,000円が、令和4年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」につきましての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料をご覧くださいと存じます。

令和4年度の当初予算の分賦金算出根拠となります、組合市町の人口とごみ搬入量の状況を踏まえまして、ご説明を申し上げます。

青梅市におきましては、表2で人口を13万1,242人、表3で、ごみ搬入量を2万9,000トンと推計いたしまして、前年度比、9,826万7,000円、10.2%を減額いたしまして、8億6,084万2,000円。

福生市におきましては、人口を5万6,449人、ごみ搬入量を1万1,600トンと推計いたしまして、前年度比、4,114万4,000円、10.2%を減額いたしまして、3億6,236万1,000円。

羽村市におきましては、人口を5万4,654人、ごみ搬入量を1万1,700トンと推計いたしまして、前年度比、4,497万3,000円、11.3%を減額いたしまして、3億5,331万3,000円。

瑞穂町におきましては、人口を3万2,316人、ごみ搬入量を8,500トンと推計いたしまして、前年度比、3,287万3,000円、11.5%を減額いたしまして、2億5,377万3,000円。

組合市町分賦金の合計は、前年度比、2億1,725万7,000円、10.6%を減額いたしまして、18億3,028万9,000円でございます。

以上で、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」、及び議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。8番門間議員。

○8番（門間淑子） 3点に絞って質問いたします。

予算書の11ページ、ここにホームページ修正委託料と例規管理システム使用料というのが載っています。例規管理使用料というのは、毎年、予算書に載ってきているわけですが、決算の時にも言いましたけれども、西多摩衛生組合の例規について、十分ではない、特に契約関係について、十分ではないというふうに指摘いたしました。透明性、契約の透明性を確保するために必要な事項が公表されていないということなのですね。

この契約に関するさまざまな事項については、数年前からも提案してきておまして、何度も何度も言っているわけですが、2019年、平成31年の2月の定例会でも提案しているのですが、その時、要綱18件、基準13件、指針2件を精査中であると。これが終わった段階で掲載しますということに、お答えをいただいております。

しかし、11月の決算審査の中では、公共工事の入札及び契約に関する適正化推進法に基づいて、公表が義務づけられている事項も、まだ公表されていないわけですね。議会が終わった後にコピー配布された指名競争入札参加者指名基準、これもその一つなわけですが、こうした大事な事項が公表されていないということは、衛生組合の契約が、公明性が確保されていないということになるわけで、こうした事態は、早急に、速やかに改善される必要があるというふうに思います。

そこで、この11ページに掲載されているホームページの修正委託料、及び例規管理システム使用料において、きちっとこうした法定義務によるような事項も含めて、公表事項が整備されるのかどうかを伺います。

2点目です。17ページ、バグフィルターの交換について伺います。

令和3年度は、2号炉が整備されるということで、当時の予算は8,800万円でした。その時に、令和3年度で2号、4年度で1号、5年度で3号炉だというお話だったのですが、4年度で1号炉と3号炉が、同時に更新されるという予算になっています。これは、小・村・大からのごみが増えたことに影響されているのかどうかかわからないのかもしれませんが、なぜこの悪いことではありませんが、二つ一緒になったのかということと、それから、2号炉は8,800万円だったのですが、1号炉と3号炉は9,031万に、価格が上がっているわけですが、これはなぜでしょうか。

3問目、20ページ。（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事設計委託料、このあと説明もあるやにありましたけれども、基本的に公共工事というのは、自治法によって一般競争入札から指名競争入札、随意契約というふうに基準が決められていて、施行令によって、その要件が厳しく設定されているわけですが、西多摩衛生組合としては、この設計委託料の契約について、どのようにお考えなのかお聞きします。

以上、3点。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、1点目の例規管理システムと要綱関係のご質問にお答えいたします。

平成31年2月議会におきまして、門間議員からご指摘がありました要綱、ホームページに掲載していないという件ですが、当時、要綱で18件、基準で14件、指針で2件、掲載されておりましたが、至急精査をして掲載する旨の答弁をさせていただいていると思います。その後、現在に至るまで、基準につ

きましては、失礼しました、要綱につきましては7件、基準につきましては2件、基準のうち、11月議会で、皆様にお配りいたしました指名競争入札参加指名基準につきましては、今、業者の方に依頼して、ホームページにアップするように手配しております。

いずれにしても、この間、全部が掲載できていないこと等は、ご指摘のとおり、好ましい状態ではございませんので、早速またこれから精査いたしまして、終わったものから順次、ホームページの方に掲載させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） もう1点、先ほど、ご質問にありました例規管理システム、ホームページ修正委託の関係でございますが、先ほど局長がご答弁いたしましたホームページ、例規類等、アップするものにつきましては、この例規管理システムの使用料の委託料の75万6,000円の中で、業者に依頼しまして、ホームページ上でアップするような手配の委託料になると思います。

もう1件ですね、ホームページ修正委託料なのでございますが、これにつきましては、本年度新たに計上しているものでございまして、今まではホームページで、インターネットで不具合が生じた場合、具体的には、インターネットの検索の際に、西多摩衛生組合と検索しても、ホームページの検索上位に、西多摩衛生組合がなくなったりするような不具合等が、最近ですと生じております。そのような不具合を、今までは職員自身で試みていたのですが、やはり時間等がかかって、場合によっては、本来業務以外の時にですね、ホームページ等の修正をしなければならないという事態も発生しておりますので、今回につきましては、予算を計上させていただきまして、業者に委託する委託料ということで、13万2,000円を計上させていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、バグフィルターの更新工事について、ご説明をさせていただきます。

まず、昨年度、2号炉の更新を行わせていただいております。そして、令和4年度は1号と3号ということで計画をさせていただきました。金額の相違なのですけれども、昨年度に比較いたしますと、231万円ほど増額になっております。まず、この要因ですけれども、二つございまして、一つがやはり工事設計上、毎年、労務単価、工数によって労務単価を算出しております。この労務単価が日々値上がり傾向にございまして、こちらの値上がり分で、およそ150万円ほどの値上がり分となっております。また、これには諸経費も関わっております。

また、残りの80万円分につきましては、材料費、バグフィルターのろ布そのものの値上がり分ということでございます。

また、昨年、1号、3号、令和4年、5年ということでお伝えしておるのですけれども、実を言いますと、前回の更新が1号、3号が、平成27年度に更新をしております。そこから7年ということになりますので、令和4年度に更新をさせていただきたいということで、8年目になってしまいますので、令和5年は、これは組合サイドでいかなものかということで、やはり令和4年度に更新をさせていただきたいということで、本工事は計画をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） ただいまご審議されております令和4年度予算が可決されてから、設計委託につきましても、契約方法を含めて、契約事務協議会を開きまして、これからどう取り組んでいくのか、検討するところでございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 再質問で、例規のところですけども、信頼基準については、早く載せますよということでした。しかし、法定、義務付けされたものは、まだほかにあるわけですよ。ですから、それも一緒にやらないと、これから事務協議会が開かれるということですから、整合性がつかないわけですね。その法定義務化された掲載すべき事項について、しっかりやはり調査して、何が足りないのか、ちゃんと見定めて、これ一個じゃないはずなのですよ、もっとあるはずなのです。そこをやはり速やかにやらないと、今後の契約の透明性も確保できない、保証できないということになってしまうわけで、そこについて、もう1回お聞きします。市の基準だけでは、不十分でしょということですよ。

それから、バグフィルターですが、そうしますと、製造と、この工事に係るところの自然増と言いますか、によるもので、ここでやっておいた方がいいという判断ということですね。小・村・大のごみ搬入量が増えて、そのことが何だか影響しているのかということも聞いているのですが、そこについて、もう1回お聞きします。

3番目の事務協議会、選定に関して、契約に関しては事務協議会を開くということですので、それについては、その結果を待ちます。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） ご指摘のとおり、速やかにホームページに掲載していかなければならないと考えています。残りの基準も指名競争入札参加資格審査基準ほか、11件につきまして、今後、精査してホームページの方に掲載していきたいと考えております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） 申しわけございません。バグフィルターの件でございます。この交換工事につきましては、小平・村山・大和衛生組合の広域支援とは関係がなく、やはり7年周期で、これまでの決まりどおり、更新をさせていただきたいということでございます。（「はい、わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。

ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第4号「令和4年度西多摩衛生組合予算」の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これもちまして、令和4年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、午後2時55分より、引き続き議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時48分 閉会